

連鎖販売業（取引き）とは：

* 規制の対象

法律で「マルチ商法」のことを「連鎖販売取引き」とよんでいて、いまいったとおりです。この取引きをする人は「連鎖販売業」というわけで、法律では：

- 物を販売する事業であつて
- 再販売をする人を特定利益が得られるということに誘ひ
- その人と特定負担をするこ
- とを条件とする取引きをする人」をいっています。

この取引きの例を、簡単に説明してみよう。

「あなたは私と取引き（マネージャーからディレクター）と上のランクに昇格するよう取引き条件の変更も含まれます」をするには、一万四千円分の商品を買ひ、かつ七千円を上位ランクのBさんに取引き料として渡す必要があります。

ます。

●このように取引きをするために条件となつてゐる負担を特定負担といひ、商品の購入金額、取引き料（名義のいかに問はず取引きに当たつて支払われる金品）またはこれらの合計が二万円以上であればこれに該当します。この場合は、合計二万一千円ですからこれに該当することになります。

「しかし、入会して他の人を勧誘してくれば、一人当たり七千円のリクルート料をあげますし、この商品は三〇%引きですから、希望小売り価格二千円で売れば、一個六百円ずつもうかります。」

●といつて商品を売るような場合がこれに当たります。従つて、普通の販売マージン以外の利益があつて、二万円以上の出資（商品購入や金銭支払い）が義務づけられてゐるような場合は、まづこの法律の対象になると考え、ていいようです。

販売員に

ねらわれる

主婦や学生

では、この商法がなぜ、被害やトラブルなどの問題を起こすのでしょうか。

具体的な例では：

♡：組織の加盟者である販売員に、商売の経験が乏しい主婦や学生が大きな地位を占めること。

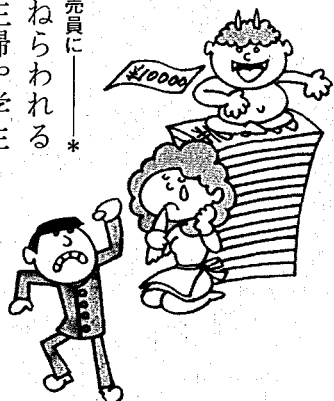
♡：組織への加盟や組織内の昇進について、特異な成功例の引用などの不当な方法を用いて、多大の利益を容易に得られると信じ込ませることが

多いこと。

♡：加盟者の利益は、上位者ほど大きく、商品の販売より他の人を組織に加盟・昇進させることに伴う取引料などの利益が大きいため、組織の拡大に重点が置かれがちで、加盟者の勧誘に当たつて不当な手段が用いられがちなこと。

♡：青少年が勧誘の対象とされる場合は、非行防止などの関連で問題があること。

などが、これまでの例としてあげられてゐます。



不当な勧誘行為の禁止など

* 規制のあらまし

連鎖販売取引きについて、法律ではどのように規制しているのでしょうか。

〔広告をする場合〕

▽商品の種類

▽特定負担（前記参照）

▽統括者の氏名、名称または住所

▽商品名

を明示することが義務づけられてゐます。

〔無点鋪個人を保護〕

この法律の規制は、連鎖販売取引きが学生とか主婦などの素人、いわゆる「無店舗個人」を相手にした場合に適用されます。

〔不当な勧誘の禁止〕

統括者や勧誘者が、重要な事項について故意に事実を告げなかつたり、うそをいつたりすると刑罰が課せられます。

また適正を欠く勧誘（誇大な宣伝をしたり、うその情報

を告げたり、おどしに近い方法をつかつたりして行つた勧誘）についても、規制が加えられてゐます。

〔書面の交付〕

業者は、特定負担についての契約を結ぶ前に、連鎖販売業の概要を記した書面を、連鎖販売取引きの契約を結んだときには、契約の内容を示す書面を交付しなければなりません。

〔契約の解除〕

契約を結んだ後でも、契約内容を示した書面を受取つた日を含めて十四日以内であれば、無条件で契約を解除することができま

す。この契約の解除については、契約解除に伴う損害賠償や違約金の支払いを業者に請求できず、商品の取引費用も業者持ちとなります。

ル展示

○：不用品交換会を開いて消費生活に關しての見通しをはかる

○：地域・業種別などの消費者懇談会の開催

○：消費生活講演会の開催

○：全世帯に消費者教育資料を配布する。



今年度事業に

不用品の交換会も

市消費者協会

市消費者協会では、今年度事業を次のとおり計画してゐます。とくに今年から不用品交換会や、消費者情報「の全戸配布など、新しい事業の取組みを進めることにしてゐます。

なお、同協会ではすでに料理講習会や計量座談会を開いたり、県内視察研修を行うなど、活発な活動を展開してゐます。

〔事業計画〕